

滑川市介護予防・日常生活支援総合事業実施方針

1 趣旨（介護保険法第115条の45第1項）

平成27年度の介護保険制度改正により、予防給付として提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、地域支援事業に移行され、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として市町村が行うこととなりました。

本市では、平成29年4月より総合事業を実施します。

2 実施時期

平成29年4月1日

ただし、円滑な移行を進めるために、一部サービスについては段階的に導入します。

3 実施内容

平成29年4月から実施するサービス

- (1) 訪問介護員等によるサービス（現行の介護予防訪問介護に相当するサービス）
- (2) 通所介護事業者の従事者によるサービス（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）
- (3) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- (4) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
- (5) 介護予防ケアマネジメント

※多様なサービスである訪問型及び通所型サービスB（住民主体によるサービス）については、準備が整い次第実施します。その他の生活支援サービス等については、引続き、実施について検討します。

4 総合事業の対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者

①平成29年4月以降の要支援認定者

②平成29年4月以降に、要支援認定等の結果が非該当の場合で、基本チェックリスト等により判断された事業対象者

※要支援認定者は、認定の有効期間にかかわらず、平成29年4月から移行となります。

(2) 一般介護予防事業対象者

①介護保険第1号被保険者の全ての方

②上記①の支援のための活動に関わる方

5 訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービス

(1) 指定事業者の指定

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者及び介護予防

通所介護の指定を受けていた事業者は、総合事業の指定を受けたものとみなされます。

平成27年4月1日以降は、滑川市の指定を受ける必要があります。

(2) 指定事業者の指定

人員、設備、運営基準については、従来の基準に準じて実施基準を定めます。

(3) サービス内容

①身体介護及び生活支援（現行（「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」平成18年厚生労働省告示第127号）の介護予防訪問介護と同様）

②生活機能向上のための機能訓練（現行（同上）の介護予防通所介護と同様）

(4) 単価及び単位

現行と同程度とし、1回あたり単価を設定します。

(5) 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同様（原則1割、一定以上所得者は2割）とします。

6 訪問型サービスA及び通所型サービスA

訪問型及び通所型サービスAは、主に雇用されている労働者により提供される、緩和した基準によるサービスです。

(1) 指定事業者の指定

滑川市の指定を受ける必要があります。

(2) 指定事業者の指定

人員、設備、運営基準について緩和します。

(3) サービス内容

①訪問型においては生活支援

②通所型においては運動機能向上と認知症予防の実施

(4) 単価及び単位

現行より低い単価で、1回あたり単価を設定します。

(5) 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同様（原則1割、一定以上所得者は2割）とします。

7 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメントの類型

①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

訪問介護員等によるサービス、通所介護事業者の従事者によるサービス、訪問型サービスA及び通所型サービスAを利用する場合には、①ケアマネジメントAにより実施します。

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施主体

利用者本人が居住する地域包括支援センター

(3) 介護予防ケアマネジメントの報酬

ケアマネジメントAについては現行の介護予防支援事業費と同じ単位・単価とします。

(4) 地域包括支援センターは、介護予防支援と同様に業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。